

保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部
におけるバス送迎に当たっての安全管理の徹底
に関する関係府省会議（第5回） 議事録

1. 日時

令和5年1月27日（金）17：30～17：50

2. 場所

中央合同庁舎8号館8階特別大会議室

3. 出席者

議長 小倉こども政策担当大臣

小宮内閣官房こども家庭庁設立準備室次長（代理）

吉住内閣府子ども・子育て本部統括官

藤江文部科学省総合教育政策局長

藤原厚生労働省子ども家庭局長

遠藤警察庁交通局交通企画課交通安全企画官（オブザーバー）

久保田国土交通省自動車局技術・環境政策課長（オブザーバー）

4. 議事内容

吉住統括官

ただいまから、第5回「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部におけるバス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する関係府省会議」を始めさせていただきます。

今回は、緊急点検・実地調査や緊急対策の進捗状況について御説明をさせていただいた後、適宜、出席者の皆様から御発言を賜ればと思っております。

それでは、資料1、緊急点検・実施調査について説明いたします。

2ページですが、緊急点検の結果、保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部において送迎用バスを運行しているのは1万359施設、2万1348台でした。

3ページは緊急点検の結果の概要でございますが、大半の施設において各取組を常に行っていると回答したものの、登園の際、乗降時にこどもの人数、名前等を確認・記録している施設は約9割にとどまったほか、これらの各取組についてマニュアル及び記入様式を策定して行っている施設はおおむね半数以下、バス通園におけるこどもの見落とし防止につながる研修を園内で実施している施設は半数程度であったなどの課題も見られたところです。

4ページは実地調査の状況ですが、施設の種別を問わず9割以上の施設において、昨年12月までに実地調査が実施されており、本年3月末までにほぼ全ての施設において実施がなされる予定です。

5～6ページでございますが、実地調査では施設の種別にもよりますが、昨年12月7日時点で実施済みの施設のうち、調査を行った自治体として、「保護者との連絡・職員間の情報共有」、「乗降車の際の確認」に関する各観点で課題が見られたのはおおむね3%から9%程度、園内研修に関する観点で課題が見られたのは5～15%であったところです。

8ページでございますが、施設類型によりますが、おおむね9割以上の施設が、国が報告を求めた項目について課題が確認されなかった、または、課題が見られたものの、今年度内に解決に向けた対応を開始又は予定しているところです。

9～11ページにかけては実地調査の結果、参考になると見られた取組の具体例を掲げております。

職員間の共通認識の醸成では、3つ目の黒ポツですが、毎年度末に新年度に回る運行コースを搭乗員や運転手により試乗し、試乗の中で園児の乗降などをシミュレーションしている事例。

マニュアル・チェックリストの活用については、2つ目の黒ポツですが、複数の保育士でロールプレイを行い、議論を重ねてマニュアル・チェックリストを作成しているという事例。

10ページに入りますが、出欠状況の職員間共有については、3つ目の黒ポツになりますが、朝礼時にバス乗降の出欠確認を職員間で行うとともに、ホワイトボードを用いて欠席者が一目で分かるようにしている事例。

一番下のバス車内の見回り点検につきましては、最後の黒ポツですが、登園後及び降園後に運転手が車内の掃き掃除を行う事例。

11ページでございますが、一番上のラッピングの1つ目の黒ポツです。全面に日除け防止フィルムを貼っていたが、こどもの背の高さ以上に変更して、見通しをよくするようにした事例などの報告があったところです。

次に資料2「こどものバス送迎・安全徹底プラン」の進捗について説明をいたします。

2ページでございますが、所在確認や安全装置の装備の義務づけについては、昨年12月28日に関係府省令等の改正の公布を行いました。パブコメにおいてもおおむね肯定的な評価をいただいたところです。

3～4ページにかけては関係府省令等の条文や関係府省令等の一覧を掲げております。

5～6ページにかけての安全装置の仕様に関するガイドラインの作成については、国土交通省から説明をお願いいたします。

久保田課長

国土交通省自動車局技術環境政策課長の久保田でございます。よろしく願いいたします。

国土交通省では学識経験者等を委員とするワーキンググループを10月4日に設置いたしまして、送迎用バスの運用実態、あるいは装置の開発状況に関する議論を踏まえまして、

安全装置に関するガイドラインを昨年12月20日に作成・公表いたしました。

ガイドラインは、5ページの上のほうにありますけれども、車内を運転者が確認して、運転者等が車両後部の装置を操作すると警報が停止するという降車時確認式、それと、5ページの下にございますエンジン停止から一定時間後にセンサーによる車内の検知を介する自動検知式の2種類についてガイドラインを作成いたしました。

具体的には6ページに書かせていただいておりますが、どういう条件で警報が鳴るのか、あるいはこどものいたずらを防止したり、十分な耐久性をもっている、あるいはこの装置そのものが壊れた場合には音が鳴るといったような形にして、園等の関係者に安心して使っていただけるようなガイドラインを作成させていただきました。

このガイドラインに関しまして、内閣府と連携いたしまして1月17日から開発メーカー等の皆様からガイドラインへの適合性の確認の申請の受付を行いまして、本日1月27日から内閣府及び国土交通省のホームページにおきまして、本ガイドラインに適合が確認された製品の公表をリストとして行っております。今日時点で既に3社7型式、7型式のうち5型式は降車時、自動検知式、両方の性能を有したものの、2型式は降車時の確認をするもの、この合計7型式についてホームページ等で公表しております。

リストには、園の方々が送迎用バスの運用に合わせた装置を選択しやすいよう、装置の取付可能な車種、あるいは警報の仕様についても取りまとめて掲載しておりまして、この7型式のうち、早いものであれば来月から販売予定と聞いております。

今後も安全装置の設置が円滑に進められますように、内閣府と連携して説明させていただければと思っております。

以上でございます。

吉住統括官

次に7ページでございますが、安全管理マニュアルにつきましては、前回の会議終了後、直ちに各都道府県に周知するとともに公表を行っているところです。

の3つ目に記載しているヒヤリハットの事例に関する調査研究についてですが、8ページを御覧ください。この調査研究ではいわゆるヒヤリハット事例について、幼稚園、保育所、認定こども園の各団体や横浜市や兵庫県などの先行的に事例収集を行っている自治体の協力を得て事例を収集し、収集した事例を分かりやすく整理した資料を取りまとめて全国の自治体や園に共有するとともに、行政や他施設に共有すべきヒヤリハット事例の対象範囲、現場からの事例の収集や共有の方法などについて検討することとしております。

最後に9ページの「こどもの安心・安全対策支援パッケージ」の推進についてですが、義務化される安全装置について、事業者の負担が実質的にゼロとなるようにするとともに、登園管理システムやこどもの見守りタグの導入費用についても支援を行うことで、早期のこどもの安全対策促進に向けた強力なインセンティブを用意し、こどもの安心・安全対策を包括に進めていくことができるよう、令和4年度第2次補正予算に234億円を計上したと

ころです。なお、安全装置の装備につきましては各メーカーに対し、予定している製品価格や取付費用等の調査を行い、製品市場に流通する令和5年6月末までに想定される供給見込み量も勘案して、義務づけられるものとして標準的なものを装備する上で事業者負担がゼロとなるよう、17万5000円を補助基準額として定額補助を行います。

また、 にも記述しておりますが、先ほど国土交通省からも説明がございました安全装置の仕様に関するガイドラインに適合している商品については、今回の牧之原市の事案が発生した9月5日以降に装備したものであれば、補助対象とすることとしております。

さらに安全装置のリストについては、先ほど国土交通省から説明がございましたが、ガイドラインに適合していることが確認された製品を内閣府ホームページでも公表しており、今後随時追加をしております。なお、今回公表する安全装置については、3万7000台が今年6月までに供給できる予定です。

それでは、関係府省の皆様からの御発言をお願いいたします。

まずはこども家庭庁準備室から発言をお願いします。

小宮次長

こども家庭庁設立準備室です。

昨年10月、小倉大臣の御指示の下で緊急対策を取りまとめて以降、各府省が連携して取組を進めてまいりました。改めて御礼申し上げます。

今回は、緊急点検及び実地調査や緊急対策の進捗状況について報告をいただきました。また、こども家庭庁の発足まで残り2か月あまりとなりましたけれども、所在確認や安全装置の装備に係る義務づけの施行や安全装置の装備等の安全対策の推進については、4月以降もこども家庭庁の下でしっかり着実に進めていくこととなります。引き続き関係府省と連携し、各種対策が現場レベルで根づくよう、国としてしっかりと取り組み、全てのこどもが健やかに成長できる安全・安心な環境の整備を強力に推進してまいりたいと考えておりますので、何とぞよろしくをお願いいたします。

吉住統括官

ありがとうございました。

次に、厚生労働省から御発言をお願いします。

藤原局長

厚生労働省こども家庭局長でございます。

今回、大変痛ましい事故を受けて始まったこの関係府省会議でございますが、小倉大臣のリーダーシップの下、まとめられました緊急対策に基づきまして、厚生労働省におきましても認可外保育施設を含め、保育所等における所在確認や安全装置の装備の義務づけの実施に向けて取組を行ってまいりました。改めて御礼申し上げます。

実地調査の結果、課題が見られた施設や課題に向けた対応が未定としている施設もあると承知をしております。引き続き各自治体、施設の取組に注視しまして、安全管理が徹底されるように尽力してまいります。

このほか、保育所等につきましては、昨年の通常国会で成立いたしました改正児童福祉法に基づきまして、保育所等における児童の安全確保に関する計画策定の義務づけ、これも今年4月から施行されます。引き続き関係府省の皆様方と連携をしながら、保育所等の安全が十分に確保されるように、これらの施行に向けまして自治体や現場の取組をしっかりと支えていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

吉住統括官

ありがとうございました。

次に、文部科学省から御発言をお願いいたします。

藤江局長

文部科学省の総合教育政策局長でございます。

文部科学省といたしましても、痛ましい事故を踏まえて昨年10月の緊急対策の取りまとめ以降、関係府省庁と連絡して小倉大臣の下に本当に連携がスムーズに進んだと思っておりますけれども、取組を進めてきたところでございます。

今、御報告いただきましたように、安全装置の義務づけに関する改正省令が公布されるなどしたところでございますけれども、まさに着実な施行というところにつきましては、これからが本番だと思っておりますので、しっかりと安全対策の推進に努めてまいりたいと思っております。

また、文部科学省といたしましては、昨年3月に第3次学校安全の推進に関する計画を閣議決定いただいたところでございます。先ほどの実地調査の報告にもございましたけれども、やはり計画や研修といったところについては、必ずしも十分に行き届いているわけではない部分もあるということがございまして、計画のフォローアップをいかにしっかりとやっていくかということも重要な課題だと思っております。そういった観点から、昨年末に文部科学省といたしましては、学校安全の推進に関する有識者会議というものの、この会議でも有識者としてヒアリングした学芸大の渡邊先生に座長となっていて、恒常的なアドバイザリーボードとして設置したところでございます。引き続き学校安全につきましまして関係府省庁と連携させていただきながら、しっかりと進めてまいりたいと考えております。

吉住統括官

ありがとうございました。

それでは、小倉大臣から御発言をお願いいたします。

小倉大臣

本日、関係府省会議の第5回目を開催させていただきました。関係府省の皆様方におかれましては、今回もお忙しい中お集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

昨年9月5日、静岡県牧之原市の幼保連携型認定こども園で3歳の女児が園の送迎用バスに取り残されて亡くなるという大変痛ましい事故が発生してしまいました。改めて亡くなられたお子様の御冥福をお祈りすると同時に、御家族の皆様に対して心よりお悔やみを申し上げたいと思います。

今申し上げました大変痛ましい事故から5か月近くが経過をいたしました。我々は決してこの事故を風化させず、胸に刻み続け、そして、二度とこういった事故を発生させまいという強い決意と覚悟の下で対策を更に前に進めていただきたいと思います。

今も保育所等にこどもが通園していらっしゃる保護者の方も大勢おります。その方々の不安も一刻も早く解消していかなければなりませんし、こどもの命を守る責任に向き合って一生懸命日々働いていらっしゃる園の関係者の精神的なストレスや負担も一刻も早く解消していく必要があります。

今回、バス送迎の緊急点検や実地調査に御協力をいただきました各自治体や各園に対しましても改めて感謝をこの場で申し上げたいと思います。

実地調査の実施が、これからの園や実施済みであっても課題が見られる園もあるとのことでありますので、各府省におかれましては、引き続き各自治体への取組を注視していただき、安全管理が徹底されるよう取り組んでください。

また、所在確認や安全装置の装備の義務づけについては関係府省令等の改正を受けまして、各自治体において条例の改正等の手続を順次進めてもらっているところでありまして、これについても遺漏なく義務づけが施行されるよう助言等をお願いしたいと思います。

国交省が策定したガイドラインに適合している安全装置のリストは、本日より公表しております。今回公表する安全装置につきましては、3万7000台が今年の6月までに供給できる予定でありまして、また、申請が見込まれているものを含めると、現在運行している送迎用バスの台数に対して十分な量が供給される見込みと承知しております。自治体や園の適切な選定に資するよう、随時更新を行っていただきたいと思います。

「こどもの安心・安全対策支援パッケージ」については、今年度、第2次補正予算に所要の予算を計上したところであります。安全装置の補助基準額についても市場動向を踏まえて今回公表するリストに掲載されている製品を含め、標準的な安全装置は全ての義務づけられる事業者が負担ゼロで装備することができるよう、17万5000円と設定したところでありまして、円滑な事務に遺漏のないように、こちらをお願いしたいと思います。

安全装置の義務づけには1年間の経過措置を設定しておりますが、可能な限り早期に、気温が上がる前の今年の6月末までに安全装置を装備していただくよう、よろしくお願

します。いち早く安全装置の装備を行っている施設もあると承知をしております。装備時点でガイドラインに適合しない装置につきましても改良する方法により、ガイドラインに適合するものにつきましては事業者の負担がゼロとなる方向で検討するよう、お願いをしたいと思います。

今後、緊急対策の進捗状況につきましては、私自身も現場を訪れまして確認をさせていただきたいと思っております。

9月の事故の発生から、本当に関係府省の皆様方の惜しみない御協力によりまして、1か月で義務化の方針を発表させていただきまして、義務化も事故の発生から6か月間という大変スピード感をもって取り組んでいただくと同時に、補正予算の中にも、それと併せて園の皆様方に御協力いただくような財政措置も盛り込ませていただくことができました。本当に関係府省の皆様方の御協力のおかげだと、心から感謝をしております。

しかしながら、前回の会議におきまして、私から緊急対策の取りまとめは、あくまでもスタートラインだということをお伝え申し上げました。自治体や現場の取組を支え、こどもたちが更に安心して通うことができるよう、引き続き関係府省の皆様には緊張感をもって、スピード感をもって取り組んでいただくよう、改めてお願いを申し上げまして、私からの今回の指示とさせていただきます。どうもありがとうございました。

吉住統括官

ありがとうございました。これにて第5回会議を終了いたします。